

高額商品の買取に関する合意書

JOYLAB 株式会社 (以下、「甲」といいます。) および _____ (以下「乙」といいます。) とは、以下のとおり合意 (以下、「本合意書」といいます。) します。

第1条 (経緯)

乙は甲に対し、別紙「買取申込用紙 (兼受領書)」及び、「買取商品リスト」 (伝票 No. _____) 記載の、買取単価 100,000 円以上の商品 (以下、「本件商品」といいます。) を売り渡したことを認めます。

第2条 (保証)

- 1 乙は甲に対し、本件商品について、真正品であることを保証し表明します。
- 2 本件商品について、甲が第三者から偽造品、模造品、偽物またはその他当該商品の真正に関わる一切のクレームを受けた場合、甲は催告を要せず、直ちに本件商品に関する売買契約の一部または全てについて解除することができます。
- 3 前項によって、甲が売買契約を解除した場合、乙は甲による契約解除の意思表示が発せられた日から 3 日以内に、商品代金を返還するものとし、返還の方法は、第 5 項にしたがいます。なお、甲が解除に伴う損害賠償の請求をすることを妨げません。
- 4 前項の、甲の乙に対する契約解除の意思表示は、本合意書末尾記載の乙の住所に書面において通知する方法によります。
- 5 第 3 項に定める商品代金の返還は、甲の指示する方法 (甲の指定する時期・住所に乙が金銭を持参する方法または下記の甲の銀行口座に振込みによる方法) によります (振込手数料は乙の負担とします)。

記

PayPay 銀行 すずめ支店 普通口座 3890791
口座名義 ジョイラボ (カ) カンリグチ

第3条 (保証期間)

前条に定める乙の保証期間及び甲による解除可能期間は、本合意書の締結日から 6 ヶ月とします。

第4条 (管轄裁判所)

本合意書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第5条 (協議事項)

本合意書に定めのない事項、又は本合意書に関し疑義が生じた場合は、法律に基づき、甲及び乙双方で、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとします。

本合意書の証として本書 1 通を作成し、それぞれ甲は正本を、乙はその写しを保有します。

西暦_____年____月____日

甲：東京都港区北青山二丁目 5 番 8 号

JOYLAB 株式会社

代表取締役 太田 圭亮

乙：

TEL

署名_____ 印

記入例

高額商品の買取に関する合意書

上井 太郎

JOYLAB 株式会社（以下、「甲」といいます。）および（以下「乙」といいます。）とは、以下のとおり合意（以下、「本合意書」といいます。）します。

第1条（経緯）

乙は甲に対し、別紙「買取申込用紙（兼受領書）」及び、「買取商品リスト」（伝票 No. _____）記載の、買取単価 100,000 円以上の商品（以下、「本件商品」といいます。）を売り渡した。

伝票 No.は、弊社スタッフが記載いたしますので、空白でお願いいたします。

第2条（保証）

- 乙は甲に対し、本件商品について、真正品であることを保証し表明します。
- 本件商品について、甲が第三者から偽造品、模造品、偽物またはその他当該商品の真正に関わる一切のクレームを受けた場合、甲は催告を要せず、直ちに本件商品に関する売買契約の一部または全てについて解除することができます。
- 前項によって、甲が売買契約を解除した場合、乙は甲による契約解除の意思表示が発せられた日から3日以内に、商品代金を返還するものとし、返還の方法は、第5項にしたがいます。なお、甲が解除に伴う損害賠償の請求をすることを妨げません。
- 前項の、甲の乙に対する契約解除の意思表示は、本合意書末尾記載の乙の住所に書面において通知する方法によります。
- 第3項に定める商品代金の返還は、甲の指示する方法（甲の指定する時期・住所に乙が金銭を持参する方法または下記の甲の銀行口座に振込みによる方法）によります（振込手数料は乙の負担とします）。

記

PayPay 銀行 すずめ支店 普通口座 3890791
口座名義 ジョイラボ（カ）カンリグチ

第3条（保証期間）

前条に定める乙の保証期間及び甲による解除可能期間は、本合意書の締結日から6ヶ月とします。

第4条（管轄裁判所）

本合意書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第5条（協議事項）

本合意書に定めのない事項、又は本合意書に関し疑義が生じた場合は、法律に基づき、甲及び乙双方で、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとします。

本合意書の証として本書1通を作成し、それぞれ甲は正本を、乙はその写しを保有します。

西暦 20 年 月 日

甲：東京都港区北青山二丁目5番8号
JOYLAB 株式会社
代表取締役 太田 圭亮

乙：東京都渋谷区渋谷 1-1-1

TEL 090-1234-5678

署名 上井 太郎

